

○天草市小規模水道施設整備補助金交付要領

(目的)

第1条 この実施要領は、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号。以下「規則」という。)及び天草市補助金等交付要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、同条別表の小規模水道施設整備補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して必要な細目等を定めることにより、清浄豊富な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「小規模水道施設」とは、導管その他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、水道法(昭和32年法律第177号)の適用を受けない小規模の水道施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、上水道の給水が困難な区域(以下「給水困難区域」という。)で、2世帯以上が共同して小規模水道施設を新設(新たに水源を確保するものをいう)、増設又は改修(以下「新設等」という。)する者とする。

ただし、構成世帯の減少により1世帯になった場合及び近隣世帯と共同して設置することが困難な場合は、1世帯であっても補助対象者とする事ができる。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる小規模水道施設の新設等に要する費用とする。

- (1) 取水施設(井戸、取水ポンプ、導水管その他取水に必要な施設をいう。)
- (2) 浄水施設(浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設をいう。)
- (3) 配水施設(配水池、配水ポンプ、配水管その他配水に必要な施設をいう。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(1) 給水困難区域への転居者又は給水困難区域に居住し、既にボーリングによる地下水を水源としている者。次に掲げる場合に応じ、それぞれ^ア又は^イに定める額。

^ア 新設の場合 補助対象経費の50%以内の額であって、1世帯当たり100万円を限度とする。

- イ 増設又は改修の場合 補助対象経費の30%以内の額であって、1世帯当たり10万円を限度とする。
- (2) 給水困難区域に居住し、ボーリングを実施したことがなく、当該地域においてボーリング等による新たな水源を確保する者について、ボーリング(掘削工)経費の100%以内及びポンプ設置並びに配管経費の50%以内の額であって、1世帯当たり200万円を限度とする。
- (3) 給水困難区域に居住し、地下水を水源にできない(地質又は水質が生活用水として不適)者について、貯水槽設置等水源の確保に係る経費の100%以内及びポンプ設置並びに配管経費の50%以内の額であって、1世帯当たり200万円を限度とする。
- 2 適切な施工方法を確保するため、前項第2号及び第3号に該当する者は、規則第3条の規定による申請を行う前に市担当者及び施工者と協議するものとする。

(補助金申請の添付書類)

第6条 規則第3条の規定により申請書に添えて提出する書類は、次に掲げるものとする。
なお、第3条ただし書きの規定による申請の場合は、第5号の添付は要しない。

- (1) 事業(変更)計画(実績)書(様式第1号)
- (2) 事業(変更)収支予算(決算)書(様式第2号)
- (3) 施設設置場所の位置図(施設の位置及び給水世帯が分かる図)
- (4) 見積書の写し
- (5) 給水世帯名簿兼委任状(様式第3号)

(実績報告の添付書類)

第7条 規則第12条の規定により実績報告書に添えて提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業(変更)計画(実績)書(様式第1号)
- (2) 事業(変更)収支予算(決算)書(様式第2号)
- (3) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し
- (4) 当該施設等の工事写真及び完成写真

附則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

この実施要領は、平成26年7月1日から施行する。

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。